

# グループホームわがや認知症対応型共同生活介護運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会が開設するグループホームわがや（以下「事業所」という）が行う指定介護予防認知症対応型生活介護事業及び指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の認知症対応型共同生活介護の提供に当たる職員が、要支援2又は要介護状態にあつて認知症の状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 要介護者等であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 グループホームわがや
- 2 所在地 山梨県甲府市若松町6-35

## 第2章 職員の職種・員数及び職務の内容

### (職員の職種・員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
職員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に必要な指揮命令を行う。
- 2 計画作成担当者 2名  
それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 3 介護職員 9名以上  
認知症対応型共同生活介護計画に基づき、適切な介護の提供に当たる。
- 4 事務員 1名（兼務）  
認知症対応型共同生活介護に必要な事務を行う。

## 第3章 利用定員

### (利用定員)

第5条 事業所の利用定員は15名とする。

### (定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させないものとする。

#### 第4章 認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の心身の状況に応じた介護
- 2 食事その他の家事等（利用者と共にやろうとする。）
- 3 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 4 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- 5 その他の利用者に対する便宜の提供

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第8条 認知症対応型共同生活介護の提供に際して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記した認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得た上で文書を交付する。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の支払いを受けることができる。

- 1 食材料費
  - 2 理美容代
  - 3 おむつ代
  - 4 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、同意を受けるものとする。

#### 第5章 入居に当たっての留意事項

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次の事項について留意しなければならない。

- 1 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
- 2 食事その他家事等には可能な限り協力すること。
- 3 指定した場所以外で火気を用いないこと。
- 4 喧嘩・口論・泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 5 職員又は他の利用者に迷惑を及ぼすような、宗教活動・政治活動等をしないこと。
- 6 第12条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

#### 第6章 緊急時における対応等

(緊急時における対応)

第11条 認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医又は協力医療機関に連絡し、適

切な措置を講じるものとする。

- 2 その他の緊急事態が発生した時は、甲府共立病院に連絡し、協力を依頼する等必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は消防法施行規則第3条に定める消防計画を立てるとともに、消防法第8条に定める防火管理者を配置し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 第7章 その他の運営に関する重要事項

(運営推進会議)

第13条 当事業所の行う認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 1 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者および認知症対応型共同生活介護についての知見を有するものとする。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議は、認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

(受給資格等の確認)

第14条 認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その被保険者証によって被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

- 1 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮して認知症対応型共同生活介護を提供するものとする。

(市町村への通知)

第15条 認知症対応型共同生活介護を提供している利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(勤務体制の確保)

第16条 利用者に対して適切な認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

- 1 事業所の職員によって認知症対応型共同生活介護を提供するものとする。ただし、利用者に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 2 職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
  - 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 2 継続研修 年1回以上

(身体拘束)

第17条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(虐待防止に関する事項)

#### 第 18 条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- 1 虐待防止委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し、虐待を防止するため定期的な研修の実施
- 4 利用者及びその家族からの苦情解決体制の整備
- 5 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を設ける。
- 6 その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 19 条 認知症対応型共同生活介護に使用する備品等を清潔に保持するとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は感染症の発症・蔓延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

(掲 示)

第 20 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要・職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を提示するものとする。

(秘密保持等)

第 21 条 職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 1 事業所は退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 2 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、本人又は家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第 22 条 提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置・担当者の配置等、必要な措置を講じるものとする。

- 1 提供した認知症対応型共同生活介護に対し、市町村からの文書の提出・提示を求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 2 提供した認知症対応型共同生活介護に対する苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第 23 条 認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではない。

(会計の区分)

第24条 認知症対応型共同生活介護の事業の会計をその他の会計と区別するものとする。

(記録の整備)

第25条 事業所は職員・施設及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 1 認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他)

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人やまなし勤労者福祉会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成18年 4月 1日より施行する。

(改定) 平成24年3月31日

(改定) 平成27年8月1日

(改定) 平成30年8月1日

(改定) 令和6年4月1日